

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務は、令和8年度予算に係る業務であることから、本入札に係る落札及び契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とする。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度政府備蓄米無償交付の受付・審査等業務委託事業
- (2) 仕様 仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日（水）までとする。
- (4) 納入場所 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）及び食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 ○農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室（農林水産省別館2階ドアNo. 別202）
○農林水産省農産局のウェブサイト（入札・定例販売情報）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/index.html>
○調達ポータルのウェブサイト（調達情報の検索）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

※なお、調達ポータルを利用する場合は、以下のウェブサイトから事前に利用者登録をする必要があります。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

- (2) 日 時 令和8年2月18日(水)～令和8年3月13日(金) 午前10時～午後5時(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- (3) 入札説明書 入札説明書は調達ポータルのウェブサイトから印刷することも可能。
- (4) 入札説明会
 - ① 場 所 農林水産省農産局第2会議室(農林水産省本館2階ドアNo. 本217)
 - ② 日 時 令和8年3月2日(月) 午後2時00分

5 入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室(農林水産省別館2階ドアNo. 別202)
- (2) 提出期限 令和8年3月16日(月) 午後5時00分

6 提出書類の審査

入札説明書の5の(1)に定める提出書類を食料安定供給特別会計支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 農林水産省農産局第4会議室(農林水産省別館2階ドアNo. 別206)
- (2) 日 時 令和8年3月23日(月) 午後2時00分
- (3) 留意事項 開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定により免除する。

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書及び入札心得による。

以上公告する。

令和8年2月18日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf→ 事業者の皆様へ）を御覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。